平成２５年（フ）第６０号
北海道岩見沢市栗沢町北本町62番地
破産者　坂本　篤之
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１４１号
新潟県柏崎市大字茨目字二ツ池2071番地１
柏崎厚生病院、住民票上の住所新潟県柏崎市大字西長鳥甲2146番地３
破産者　江尻　國雄
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
愛知県西尾市永吉１丁目34番地　第２グランドビル永吉404号室
破産者　小嶋　　壯
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
愛知県西尾市永吉１丁目34番地　第２グランドビル永吉404号室
破産者　小嶋きみの
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
滋賀県甲賀市信楽町勅旨1550番地２
破産者　小西　克郎
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８１号
滋賀県甲賀市信楽町勅旨1433番地２
破産者　小西　敏夫
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７４２号
奈良市押熊町645－１　柳本ハイツＢ－108橋本方、開始決定時の住所京都府相楽郡和束町大字南小字大林62番地の１
破産者　池田　宗広
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目25番17号オストＡ101号
破産者　大安登茂子
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９８号
奈良県生駒市小瀬町555番地
破産者　駒井　　大
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２５５号
広島市東区戸坂新町２丁目38番12号、申立時の住所広島県廿日市市陽光台４丁目９番地１Ｉ－102
破産者　原木　慎二
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４０号
広島市安佐南区祇園６丁目８番54－８－102号
破産者　だれやめ処大しょう酎こと　竹尾　修一
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２号
香川県坂出市西大浜北１丁目６番８号
破産者　太田由紀雄
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第３２号
福岡県大牟田市大字三池480番地90
破産者　宮崎千代美
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１２６号
長崎県長崎市岩屋町30番10号、旧住所長崎県長崎市滑石２丁目16番３号
破産者　森永　法子
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５９号
宮崎市大塚町小原田2169番地１　第２谷口コーポ205号、前住所宮崎市江平中町１番地４　ロイヤルハイツ江平207号
破産者　永井　敏博
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９２号
宮崎県延岡市舞野町1874番地３
破産者　佐藤　英樹
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第９８号
宮崎県延岡市大瀬町３丁目２番地４
破産者　西田　浩二
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１４７７号
福岡市東区松田３丁目８番35－406号
破産者　上野　真美
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１０号
福岡市西区生の松原３丁目26番７号
破産者　友則　弘一
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部